

令和 7 年第 2 回

瑞浪市議会定例会議案資料

(追加)

令和 7 年 6 月 1 2 日

目 次

議第 4 8 号	瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1
議第 4 9 号	瑞浪市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	2

議第48号 瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）の一部改正に伴い、投票管理者等の報酬額について改定を行う。

【改正内容】

投票管理者等の報酬を増額するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新				旧			
本則（略）				本則（略）			
別表（第2条・第4条関係）				別表（第2条・第4条関係）			
区分	報酬		費用弁償	区分	報酬		費用弁償
(略)	(略)	(略)	瑞浪市職員の旅費に関する条例(昭和29年条例第19号)に規定する額	(略)	(略)	(略)	瑞浪市職員の旅費に関する条例(昭和29年条例第19号)に規定する額
固定資産評価審査委員会委員	執務1日につき	7,000円		固定資産評価審査委員会委員	執務1日につき	7,000円	
委員長		6,000円		委員長		6,000円	
その他の委員				その他の委員			
投票所の投票管理者	一の選挙につき	14,500円		投票所の投票管理者	一の選挙につき	12,800円	
期日前投票所の投票管理者	1日につき	12,800円		期日前投票所の投票管理者	1日につき	11,300円	
開票管理者及び選挙長	一の選挙につき	12,200円		開票管理者及び選挙長	一の選挙につき	10,800円	
投票所の投票立会人	一の選挙につき	12,400円		投票所の投票立会人	一の選挙につき	10,900円	
期日前投票所の投票立会人	1日につき	10,900円		期日前投票所の投票立会人	1日につき	9,600円	
開票立会人及び選挙立会人	一の選挙につき	10,100円		開票立会人及び選挙立会人	一の選挙につき	8,900円	
専門委員	執務1日につき	5,000円		専門委員	執務1日につき	5,000円	
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
備考（略）				備考（略）			

議第49号 瑞浪市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の一部改正に伴い、瑞浪市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営単価の改定を行う。

【改正内容】

選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げるための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条 （略） （選挙運動の公費負担）	第1条 （略） （選挙運動の公費負担）
第2条 瑞浪市の議会の議員及び長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額の範囲内で、無料で、自動車を使用し、又はビラ若しくはポスターを作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により瑞浪市に帰属することとならない場合に限る。	第2条 瑞浪市の議会の議員及び長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額の範囲内で、無料で、自動車を使用し、又はビラ若しくはポスターを作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により瑞浪市に帰属することとならない場合に限る。
（1） （略）	（1） （略）
（2） ビラを作成する場合 候補者1人について、 <u>8円38銭</u> にビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合は、その端数は1円とする。）	（2） ビラを作成する場合 候補者1人について、 <u>7円73銭</u> にビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合は、その端数は1円とする。）
（3） （略）	（3） （略）
第3条～第4条 （略） （ビラの作成の公費の支払）	第3条～第4条 （略） （ビラの作成の公費の支払）
第5条 瑞浪市は、候補者（第3条の規定による届出をした者に限る。）が同条第2号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、 <u>8円38銭</u> を超える場合には、 <u>8円38銭</u> ）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合は、その端数は1円とする。）を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。	第5条 瑞浪市は、候補者（第3条の規定による届出をした者に限る。）が同条第2号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、 <u>7円73銭</u> を超える場合には、 <u>7円73銭</u> ）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合は、その端数は1円とする。）を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(ポスターの作成の公費の支払) 第6条 瑞浪市は、候補者(第3条の規定による届出をした者に限る。)が同条第3号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>586円88銭</u>に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。))を超える場合には、当該単価の限度額)に当該ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。 第7条 (略)	(ポスターの作成の公費の支払) 第6条 瑞浪市は、候補者(第3条の規定による届出をした者に限る。)が同条第3号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。))を超える場合には、当該単価の限度額)に当該ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。 第7条 (略)
---	---

